

本書面および電気需給約款の内容をよくお読みください。

重要事項説明書

1. お申込み方法

当社所定の加入申込書またはインターネット申込画面に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約のお申込みをいただいたものとします。また、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

2. 供給開始の予定年月日

加入申込書に記載していただいた日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

3. 他の小売電気事業者（現在の電力会社など）から当社への切替え

ご利用されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えにつきましては、お申込み前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いします。特に、以下の点にご留意ください。

当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

4. 電気需給約款

電気需給約款は、当社ホームページ（<https://www.machi-ene.jp/>）で閲覧・ダウンロード可能です。

5. 消費税等相当額の取扱い

本重要事項説明書第 6 項に記載の税込金額は消費税等相当額10%を含む料金になります。

6. 料金

各地域のプラン毎の料金単価並びに諸条件につきましては、別紙「料金表」をご参照下さい。

7. その他費用負担

お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。詳細は、電気需給約款第 24 条 1 項および附則 3 をご参照ください。

8. 契約電力、契約電流または契約容量

原則、旧事業者との契約電力、契約電流または契約容量にのっとり、プランの設定を行います。プランごとの契約電力、契約電流または契約容量は、電気需給約款に定める通りとします。

9. 供給電圧および周波数

100V または 200V、標準 50Hzまたは60Hz

10. 供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法

一般送配電事業者設置の記録型電力量計（スマートメーター）により計量します。また、料金の算定期間は 1 月とし、計量された供給電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、電気需給約款第 13 条に従い、日割計算いたします。

11. 各料金プランの終了

当社は、各料金プランの新規申込み受付を終了する場合があります。受付終了に際しては、あらかじめ当社ホームページ上にて告知いたします。

12. 契約期間

電気供給を開始した日から起算して 1 年間といたします。なお、契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、当社にその旨を通知していただく必要があります。

13. 契約の更新

契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に 1 年間、電気需給契約が更新されます。ただし、電気需給契約の終了を希望される理由が引越しなどによりお客さまが当該需要場所での電気の供給を受けなくなる場合には、電話または当社ホームページ上で契約期間満了日の 15 日前までに申し出るものとします。

14. 契約の更新時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

当社は、契約の更新に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付については、以下の方法により行うこととします。お客さまには、これらの点について、あらかじめご承諾いただきます。

- 供給条件の説明は、更新後の契約期間についてのみ行うこととし、その他の供給条件についての説明は行いません。また、当該説明の際は、契約締結前の書面交付は省略させていただきます。
- 契約締結後に交付する書面には、当社の名称および住所、お客さまとの契約（更新）年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。また、当社は、上記各記載事項を、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他法令に従い当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）でお客さまに提供することをもって、契約締結後交付書面の交付とみなすこととします。

15. 料金等の支払方法および支払時期

支払方法は、原則としてクレジットカード払いまたは口座振替とします。なお、当社は、原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。お客さまには、かかる取扱いにつき、あらかじめご承諾いただきます。

料金の支払時期は、口座振替については、計量日以降に計算する電気料金の請求日（以下「支払義務発生日」といいます。）から起算して 30 日以内に到来する 6 日、23 日または 27 日のうち当社があらかじめお知らせする日とし、クレジットカード払いについては、支払義務発生日から起算して翌営業日目の日とします。一般送配電事業者の請求に応じお客さまにご負担いただく費用等の支払時期は、当社が定める支払期日までといたします。詳細は、電気需給約款第 18 条をご参照ください。

16. 契約の変更または解約に伴う違約金等

お客さまの申し出により、1 年を経過する日より前に電気需給契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。

17. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合や、お客さまが電気料金を支払期日までに支払わなかった場合は、当社は契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の 15 日前までに書面での通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、電気需給約款第 29 条第 1 項をご参照ください。

18. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

当社はお客さまへ電気を供給するために、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款第 5 条、第 6 条第 1 項なお書き、第 21 条および第 28 条第 3 項をご参照ください。

19. 契約締結後の書面交付

お客さまと当社との間で電気需給契約が成立した場合、当社は遅滞なく、お客さまに「契約締結のお知らせ（電気需給）」を送付します。その他の供給条件を定めた重要事項説明書および約款については、当社ホームページ上でご確認ください。当社は、「契約締結のお知らせ（電気需給）」の送付ならびに重要事項説明書および約款のホームページ上への掲載の方法による提供をもって、電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面の交付とみなすこととし、お客さまには、お申込みに当たり、この点をご承諾いただきます。なお、当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には本重要事項説明書第 25 項記載のお問い合わせ先までご連絡

ください。

20. 重要事項説明書または電気需給約款の変更

当社が本重要事項説明書または電気需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をメールやホームページへの掲載、その他の当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後の重要事項説明書または電気需給約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付いたします。

21. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

重要事項説明書または電気需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。

- 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 上記にかかわらず、重要事項説明書または電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更、その他の供給契約の実質的な変更をともしなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面交付をすることなく、当社が適当と判断した方法により説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

22. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、電気需給約款第 33 条第 1 項および第 2 項の表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからのお申込みをお断りいたします。

23. 信用情報の共有について

お客さまが、電気需給契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお、お支払いいただけない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

24. 申込書類の管理、保管

お客さまよりお預かりした所定の申込書（「加入申込書」、「契約内容変更書」、「解約申込書」など）およびクレジットカード引落依頼書は手続き完了後に当社または当社が契約する倉庫にて保管いたします。預金口座振替依頼書は、当社より収納企業に送付後、ご指定の金融機関に提出され保管されます。

25. お問い合わせ先

- 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
登録番号：A0140
代表取締役社長：鈴木 慎一郎
株式会社ローソン、三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り
- 媒介業者
- お問い合わせ先：まちエネ カスタマーセンター
- 電話：0120-50-1155
- 受付時間：月～土 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

個人情報取り扱いに関する重要事項（個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー））

当社は、お客さまに安全安心な電力を供給することで社会に貢献するという理念の下、情報セキュリティ・マネジメントを構築し、厳格な情報管理を行っています。特に個人情報（特定個人情報等を含む。）に関しては、その保護を通じ、お客さまおよび当社の事業活動に関係するすべての方々にと安心と安全を提供することが社会的責務と考えています。そのため、当社は、個人情報に関連する法令を遵守するとともに、個人情報の適切な取扱いを個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）として以下に定め、役職員に周知し、個人情報保護に全社で取り組んでまいります。

- 個人情報管理責任者を設置し、個人情報を適切に保護するための体制および社内規程を整備します。
- 個人情報の取得にあたり、あらかじめ利用目的を明らかにし、その目的のために必要な範囲で個人情報を取得いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得した個人情報を利用いたしません。

【個人情報の利用目的】

当社は、ご提供いただいた個人情報を次の目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

- お客さまからお問い合わせをいただいた場合に、お問い合わせに回答するため。資料請求をいただいた場合に、資料を送付するため。
- アンケートにお答えいただいた場合に、利用動向等の統計的な資料の作成のため。
- 契約の締結・履行、その他の取引管理を行うため。
- アフターサービスや設備等の保守・保全などを行うため。
- 当社および当社の関係会社・提携先が取り扱う商品・サービスのご案内を行うため。
- 当社の商品・サービスの改善・開発やそれに関するご案内を行うため。
- 関係法令により必要とされている業務、およびそれに付随する業務を行うため。
- 当社の商品・サービスに関する媒介業務或いは販売代理業務を行う企業との取引管理のため。
- 当社はお客さまから取得した個人情報を、法令に基づく場合などを除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
- 当社はお客さまから取得した個人情報の取り扱いを、第三者に委託する場合には法令などに従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 当社は、以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります（以下総称して「共同利用者」といいます。）（※1）。

・小売電気事業者（※2）

・一般送配電事業者（※3）

・電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者（※4）

- 当社は、共同利用者との間で、以下の目的でお客さまの個人情報を共同利用することがあります。

- 託送供給契約または電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更または解約のため。
- 小売供給契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。）または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次（※5）のため。
- 供給（受電）地点に関する情報の確認のため。
- 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため。
- ネガワット取引に関する業務遂行のため。
- 当社は、共同利用者との間で以下の情報を共同利用します。

(1) 基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号

(2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

(3) ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

8. 共同利用者との情報の共同利用の管理責任者は次のとおりです。

(1) 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給または最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）

(2) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者

(3) ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

9. 個人情報を提供されたお客さまご本人が個人情報について開示、訂正等を希望される場合のために、問い合わせ窓口を設けております。窓口にご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応いたします。

10. 個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で適切に管理し、個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩に対し、細心の注意をはらい、対策に万全を期します。

11. 個人情報を委託する場合、その委託先が個人情報を適切に取り扱うよう、契約を締結し、適切に監督します。

12. 当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を取扱う場

- 合、以下の対応を行います。
- 匿名加工情報を作成する場合、以下の対応を行います。
 - 法令で定める基準に従い適正な加工を施すこと
 - 法令で定める基準に従い削除した情報や、加工方法の情報の漏えいを防止するために、安全管理措置を講じること
 - 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
 - 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
 - 匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供方法を公表し、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。
 - 当社で作成する匿名加工情報に含まれる情報の項目、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目と提供の方法については、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/policy/>) をご覧ください。

13. 個人情報保護の取り組みを役員に周知徹底するとともに、継続的に改善し、向上に努めます。

- ※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者および需要抑制契約者との間にお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- ※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ (https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/elecric/summary/retailers_list/) をご参照ください。）。

- ※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。
- ※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ (https://www.occto.or.jp/site_info/privacy/index.html) をご参照ください。）。
- ※5 小売供給等契約の廃止取次とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

【補足】匿名加工情報の作成・第三者提供について
 当社は、お客さまから取得・保有する情報について、特定の個人を識別することおよび作成に用いる個人情報を復元することができないよう適切な保護措置を講じたうえで匿名加工情報として作成し、マーケティング、新サービスの開発、商品の開発支援のために第三者に提供し、公表します。

- 匿名加工情報内の個人に関する情報の項目：生年月、性別、居住市区町村、電気使用日時、使用電力情報（使用量および力率等）、契約容量、その他世帯人数、家族構成、住宅形態
- 匿名加工情報の第三者への提供の方法：書面またはパスワード保護を行った電子ファイルを外部記憶媒体に保存し、手交または送付

東京／東北／中部電力エリア

対象月	契約容量（アンペア）				
	20A以下 (10A, 15A含む)	30A	40A	50A	60A
4月	21	32	40	45	56
5月	18	26	33	38	46
6月	20	26	33	38	47
7月	21	30	40	46	55
8月	25	38	52	59	69
9月	21	33	46	52	60
10月	17	25	34	38	47
11月	17	26	34	39	48
12月	20	30	41	47	57
1月	29	44	59	70	82
2月	30	47	62	73	86
3月	21	35	47	54	65

関西／四国電力エリア

単位:kWh

対象月	kWh
4月	45
5月	38
6月	38
7月	46
8月	59
9月	52
10月	38
11月	39
12月	47
1月	70
2月	73
3月	54

東京／東北／中部／関西／四国電力エリア

単位:kWh

関西／四国電力エリアにおいては、電灯または小型機器を使用し、契約容量が6kVA以上であり、かつ原則として50kVA未満のお客様

対象月	契約容量（kVA）																								
	1kVA	2kVA	3kVA	4kVA	5kVA	6kVA	7kVA	8kVA	9kVA	10kVA	11kVA	12kVA	13kVA	14kVA	15kVA	16kVA	17kVA	18kVA	19kVA	20kVA	21kVA	22kVA	23kVA	24kVA	25kVA
4月	21	21	32	40	45	56	66	75	84	94	103	112	122	131	140	150	159	168	178	187	196	206	215	224	234
5月	18	18	26	33	38	46	54	62	69	77	85	92	100	108	115	123	131	138	146	154	161	169	177	184	192
6月	20	20	26	33	38	47	55	63	71	79	87	94	102	110	118	126	134	141	149	157	165	173	181	188	196
7月	21	21	30	40	46	55	65	74	83	92	101	110	120	129	138	147	156	165	175	184	193	202	211	220	230
8月	25	25	38	52	59	69	81	92	104	115	127	138	150	161	173	184	196	207	219	230	242	253	265	276	288
9月	21	21	33	46	52	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250
10月	17	17	25	34	38	47	55	63	71	79	87	94	102	110	118	126	134	141	149	157	165	173	181	188	196
11月	17	17	26	34	39	48	56	64	72	80	88	96	104	112	120	128	136	144	152	160	168	176	184	192	200
12月	20	20	30	41	47	57	67	76	86	95	105	114	124	133	143	152	162	171	181	190	200	209	219	228	238
1月	29	29	44	59	70	82	96	110	123	137	151	164	178	192	205	219	233	246	260	274	287	301	315	328	342
2月	30	30	47	62	73	86	101	115	129	144	158	172	187	201	215	230	244	258	273	287	301	316	330	344	359
3月	21	21	35	47	54	65	76	87	98	109	120	130	141	152	163	174	185	195	206	217	228	239	250	260	271

対象月	契約容量（kVA）																							
	26kVA	27kVA	28kVA	29kVA	30kVA	31kVA	32kVA	33kVA	34kVA	35kVA	36kVA	37kVA	38kVA	39kVA	40kVA	41kVA	42kVA	43kVA	44kVA	45kVA	46kVA	47kVA	48kVA	49kVA
4月	243	252	262	271	280	290	299	308	318	327	336	346	355	364	374	383	392	402	411	420	430	439	448	458
5月	200	207	215	223	230	238	246	253	261	269	276	284	292	299	307	315	322	330	338	345	353	361	368	376
6月	204	212	220	228	235	243	251	259	267	275	282	290	298	306	314	322	329	337	345	353	361	369	376	384
7月	239	248	257	266	275	285	294	303	312	321	330	340	349	358	367	376	385	395	404	413	422	431	440	450
8月	299	311	322	334	345	357	368	380	391	403	414	426	437	449	460	472	483	495	506	518	529	541	552	564
9月	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400	410	420	430	440	450	460	470	480	490
10月	204	212	220	228	235	243	251	259	267	275	282	290	298	306	314	322	329	337	345	353	361	369	376	384
11月	208	216	224	232	240	248	256	264	272	280	288	296	304	312	320	328	336	344	352	360	368	376	384	392
12月	247	257	266	276	285	295	304	314	323	333	342	352	361	371	380	390	399	409	418	428	437	447	456	466
1月	356	369	383	397	410	424	438	451	465	479	492	506	520	533	547	561	574	588	602	615	629	643	656	670
2月	373	387	402	416	430	445	459	473	488	502	516	531	545	559	574	588	602	617	631	645	660	674	688	703
3月	282	293	304	315	325	336	347	358	369	380	390	401	412	423	434	445	455	466	477	488	499	510	520	531

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

26. クーリング・オフ

次のことは、電力販売の様相が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

- お客さまが、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生いたします。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- 前2項の場合は、お客さまは次のことが保障されます。
 - 損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。
 - すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
 - 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還いたします。
 - お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。
 名称：MCリテールエナジー株式会社 住所：〒100-8086 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
 代表取締役社長：鈴木 慎一郎

媒介業者のお問い合わせ先

■ 東京／東北／中部電力エリア：きほんプラン・かんたんプラン

料金は、基本料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。かんたんプランでは、きほんプランと異なり、ポイントの加算やメールでのクーポン配信を行わない代わりに、電気使用量のお知らせを無料で発行、郵送いたします。

	単位	区分	東京電力エリア単価(税込)	東北電力エリア単価(税込)	中部電力エリア単価(税込)
基本料金	1契約	10A	286.00円	330.00円	286.00円
		15A	429.00円	495.00円	429.00円
		20A	572.00円	660.00円	572.00円
		30A	858.00円	990.00円	858.00円
		40A	1,144.00円	1,320.00円	1,144.00円
		50A	1,430.00円	1,650.00円	1,430.00円
		60A	1,716.00円	1,980.00円	1,716.00円
電力量料金	1kWh	1kVAあたり	286.00円	330.00円	286.00円
		最初の120kWhまで	19.79円	18.50円	20.97円
		120kWh超過300kWhまで	25.27円	24.17円	24.37円
		300kWh超過分	26.47円	25.35円	24.67円

■ 関西／四国電力エリア：きほんプラン・かんたんプラン

料金は、最低料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。かんたんプランでは、きほんプランと異なり、ポイントの加算やメールでのクーポン配信を行わない代わりに、電気使用量のお知らせを無料で発行、郵送いたします。

	単位	関西電力エリア		四国電力エリア	
		区分	単価(税込)	区分	単価(税込)
最低料金	1契約	最初の15kWhまで	341.02円	最初の11kWhまで	411.40円
電力量料金	1kWh	15kWh超過120kWhまで	20.23円	11kWh超過120kWhまで	20.28円
		120kWh超過300kWhまで	24.62円	120kWh超過300kWhまで	25.76円
		300kWh超過分	25.36円	300kWh超過分	26.41円

電灯または小型機器を使用し、契約容量が6kVA以上であり、かつ原則として50kVA未満のお客さまの料金は、基本料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	区分	関西電力エリア単価(税込)	四国電力エリア単価(税込)
基本料金	1契約	1kVAあたり	396.00円	374.00円
電力量料金	1kWh	最初の120kWhまで	17.84円	16.89円
		120kWh超過300kWhまで	20.24円	21.47円
		300kWh超過分	20.96円	22.01円

■ 東京／東北／中部／関西／四国電力エリア：低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン

料金は、基本料金(税込)＋電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。低圧電力かんたんプランでは、低圧電力きほんプランと異なり、ポイントの加算やメールでのクーポン配信を行わない代わりに、電気使用量のお知らせを無料で発行、郵送いたします。

	単位	東京電力エリア単価(税込)		単位	東北電力エリア単価(税込)	中部電力エリア単価(税込)	関西電力エリア単価(税込)	四国電力エリア単価(税込)
基本料金	1kWあたり	736.07円	基本料金	1kWあたり	1,201.75円	1,086.80円	1,024.10円	1,060.68円
電力量料金	1kWhあたり	21.37円	夏季電力量料金	1kWhあたり	15.95円	17.04円	14.62円	15.80円
			その他季電力量料金	1kWhあたり	14.50円	15.49円	13.13円	14.36円

「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間とし、「その他季」とは毎年10月1日から翌年6月30日までの期間といたします。

■ 東京／東北／中部電力エリア：MUSUBIプラン

料金は、MUSUBI基本料金(※1)＋下表の区分に応じたMUSUBI電力量料金単価(※1)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合のMUSUBI基本料金は、半額といたします。

※1 東京・東北・中部MUSUBIプランの料金形態において、「MUSUBI基本料金」とは、基本料金(税込)と預り金(寄付金)を合算したものをいい、MUSUBI電力量料金単価とは、1kWh当たりの電力量料金(税込)と預り金(寄付金)を合算したものをいいます。預り金は、当社が提携する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)および認定特定非営利活動法人(以下「認定NPO法人」といいます。)のうち、お客さまが事前に選択した提携先に対して、寄付されます。

	単位	東京電力エリア			東北電力エリア			中部電力エリア			
		区分	単価(税込)	預り金(非課税)	合計	単価(税込)	預り金(非課税)	合計	単価(税込)	預り金(非課税)	合計
基本料金	1契約	30A	819.39円	38.61円	858.00円	945.45円	44.55円	990.00円	819.39円	38.61円	858.00円
		40A	1,092.52円	51.48円	1,144.00円	1,260.60円	59.40円	1,320.00円	1,092.52円	51.48円	1,144.00円
		50A	1,365.65円	64.35円	1,430.00円	1,575.75円	74.25円	1,650.00円	1,365.65円	64.35円	1,430.00円
		60A	1,638.78円	77.22円	1,716.00円	1,890.90円	89.10円	1,980.00円	1,638.78円	77.22円	1,716.00円
電力量料金	1kWh	最初の120kWhまで	18.99円	0.89円	19.88円	17.74円	0.84円	18.58円	20.09円	0.95円	21.04円
		120kWh超過300kWhまで	25.29円	1.19円	26.48円	24.19円	1.14円	25.33円	24.36円	1.15円	25.51円
		300kWh超過分	29.20円	1.37円	30.57円	27.96円	1.32円	29.28円	27.18円	1.28円	28.46円

■ 関西／四国電力エリア：MUSUBIプラン

料金は、MUSUBI最低料金(税込)(※2)＋下表の区分に応じたMUSUBI電力量料金単価(※2)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ご使用量が最低使用量に満たない場合は、MUSUBI最低料金(税込)±燃料調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。

※2 関西・四国MUSUBIプランの料金体系において、「MUSUBI最低料金」とは、最低料金(税込)と預り金(寄付金)を合算したものをいい、MUSUBI電力量料金単価とは、1kWh当たりの電力量料金(税込)と預り金(寄付金)を合算したものをいいます。預り金は、NPO法人および認定NPO法人のうち、お客さまが事前に選択した提携先に対して、寄付されます。

	単位	関西電力エリア				四国電力エリア			
		区分	単価(税込)	預り金(非課税)	合計	区分	単価(税込)	預り金(非課税)	合計
最低料金	1契約	最初の15kWhまで	325.66円	15.35円	341.01円	最初の11kWhまで	392.89円	18.51円	411.40円
電力量料金	1kWh	15kWh超過120kWhまで	19.40円	0.91円	20.31円	11kWh超過120kWhまで	19.45円	0.92円	20.37円
		120kWh超過300kWhまで	24.55円	1.16円	25.71円	120kWh超過300kWhまで	25.78円	1.21円	26.99円
		300kWh超過分	27.41円	1.29円	28.70円	300kWh超過分	29.13円	1.37円	30.50円

■ 東京／東北／中部エリア：毎晩充電し放題！プラン

料金は、基本料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×〔(別表Aで定めるみなしご使用量(※3)＋午前1時から午前5時まで以外の時間帯の実際のご使用量)〕±燃料費調整単価(税込)×ご使用月における実際のご使用量(※4)＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用月における実際のご使用量とします。まったく電気を使用しない場合は、基本料金を半額とし、電力量料金については別表A記載のみなしご使用量に基づいて下表の区分に応じて算定した金額を請求いたします。

尚、本プランはEV・PHEVを保有されている方を対象としたプランになりますので、保有が確認されない場合、あるいはEV・PHEV以外による過度の電力使用が認められた場合には事前の通知の上、当社から解約の申し出をさせていただく場合があります。

※3 午前1時から午前5時までの電力量料金は、電力量料金単価(税込)に、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別表A記載のみなしご使用量を乗じて計算いたします。また別表Aについては事前の通知の上、変更させていただく可能性があります。

※4 燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金については、ご使用月における実際のご使用量に基づいて計算されます。

	単位	区分	東京電力エリア単価(税込)	東北電力エリア単価(税込)	中部電力エリア単価(税込)
基本料金	1契約	10A	286.00円	330.00円	286.00円
		15A	429.00円	495.00円	429.00円
		20A	572.00円	660.00円	572.00円
		30A	858.00円	990.00円	858.00円
		40A	1,144.00円	1,320.00円	1,144.00円
		50A	1,430.00円	1,650.00円	1,430.00円
		60A	1,716.00円	1,980.00円	1,716.00円
電力量料金	1kWh	1kVAあたり	286.00円	330.00円	286.00円
		最初の120kWhまで	19.88円	18.58円	21.04円
		120kWh超過300kWhまで	26.48円	25.33円	25.51円
		300kWh超過分	30.57円	29.28円	28.46円
電力量算定方法	午前1時から午前5時まで		別表Aの通り		
	上記以外の時間帯		メーターの値		

■ 関西／四国電力エリア：毎晩充電し放題！プラン

料金は、最低料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×〔(別表Aで定めるみなしご使用量(※5)＋午前1時から午前5時まで以外の時間帯の実際のご使用量)〕±燃料費調整単価(税込)×ご使用月における実際のご使用量(※6)＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用月における実際のご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し、かつ電力量料金については別表A記載のみなしご使用量に基づいて下表の区分に応じて算定した金額を請求いたします。

	単位	関西電力エリア		四国電力エリア		
		区分	単価(税込)	区分	単価(税込)	
最低料金	1契約	最初の15kWhまで	341.01円	最初の11kWhまで	411.40円	
電力量料金	1kWh	15kWh超過120kWhまで	20.31円	11kWh超過120kWhまで	20.37円	
		120kWh超過300kWhまで	25.71円	120kWh超過300kWhまで	26.99円	
		300kWh超過分	28.70円	300kWh超過分	30.50円	
電力量算定方法	午前1時から午前5時まで		別表Aの通り		別表Aの通り	
	上記以外の時間帯		メーターの値		メーターの値	

電灯または小型機器を使用し、契約容量が6kVA以上であり、かつ原則として50kVA未満のお客さまの料金は、基本料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×〔(別表Aで定めるみなしご使用量(※5)＋午前1時から午前5時まで以外の時間帯の実際のご使用量)〕±燃料費調整単価(税込)×ご使用月における実際のご使用量(※6)＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用月における実際のご使用量とします。まったく電気を使用しない場合も、基本料金は半額とし、電力量料金については別表A記載のみなしご使用量に基づいて下表の区分に応じて算定した金額を請求いたします。

	単位	区分	関西電力エリア単価(税込)	四国電力エリア単価(税込)
基本料金	1契約	1kVAあたり	396.00円	374.00円
電力量料金	1kWh	最初の120kWhまで	17.91円	16.97円
		120kWh超過300kWhまで	21.12円	22.50円
		300kWh超過分	23.63円	25.42円
電力量算定方法	午前1時から午前5時まで		別表Aの通り	
	上記以外の時間帯		メーターの値	

尚、本プランはEV・PHEVを保有されている方を対象としたプランになりますので、保有が確認されない場合、あるいはEV・PHEV以外による過度の電力使用が認められた場合には事前の通知の上、当社から解約の申し出をさせていただく場合があります。

※5 午前1時から午前5時までの電力量料金は、電力量料金単価(税込)に、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別表A記載のみなしご使用量を乗じて計算いたします。また別表Aについては事前の通知の上、変更させていただく可能性があります。

※6 燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金については、ご使用月における実際のご使用量に基づいて計算されます。

■ **東京電力エリア：CO2フリープラン**

料金は、基本料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

尚、本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書(※7)を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)100%の調達を実現します(※8)。

※7 再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。

※8 実際の当社の電源構成は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

	単位	区分	東京電力エリア単価(税込)
基本料金	1契約	10A	286.00 円
		15A	429.00 円
		20A	572.00 円
		30A	858.00 円
		40A	1,144.00 円
		50A	1,430.00 円
		60A	1,716.00 円
		1kVA あたり	286.00 円
電力量料金	1kWh	最初の 120kWh まで	19.88 円
		120kWh 超過 300kWh まで	26.48 円
		300kWh 超過分	30.57 円

■ **東京電力エリア：使うほどおトクプラン**

料金は、基本料金(税込)＋下表の区分に応じた電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	区分	東京電力エリア単価(税込)
基本料金	1契約	10A	550.00 円
		15A	550.00 円
		20A	550.00 円
		30A	550.00 円
		40A	550.00 円
		50A	550.00 円
		60A	550.00 円
		1kVA あたり	110.00 円
電力量料金	1kWh	最初の 120kWh まで	24.20 円
		120kWh 超過 300kWh まで	24.20 円
		300kWh 超過分	24.20 円